

あっせんの申立て事案の概要とその結果（平成 22 年度第 4 四半期）

投資信託関係

一般社団法人全国銀行協会

事案番号	22年度(あ)第74号
申立ての概要	説明不十分で購入させられた投資信託及び個人年金保険の原状回復要求
申立人の属性	個人(60歳台)
申立人(Aさん)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行から購入した、投資信託及び個人年金保険に関して発生した元本割れに関する損失の補てんを要求する。 ・私は、株式及び個人年金保険の経験はあるが、投資信託等の商品にかかるものはなかった。 ・B銀行担当者は、顧客の年齢、金融資産状況、健康状態、家庭状況等を考慮せず、本件各契約のリスクについて詳細な説明をせず、将来性及び安全性について断定的な説明を行い、一方的に購入させたものである。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・Aさんの投資経験及び投資方針を聴取の上、Aさんの希望に適合するものとして本件各契約を提案した。 ・本件各契約の説明時、リスクについての理解度をみながら説明を行い、Aさんからも随時質問をされており、質問内容からも、Aさんは本件各契約の内容及びリスクについて十分理解しているとの認識であった。 ・当行担当者は、所定の資料に基づき説明を行っており、断定的な説明を行った事実はない。 ・当行に、説明義務違反及び適合性の原則違反といった問題は一切ないので、Aさんの要求に応じることはできない。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会において、Aさんの申立ては「適格性あり」として受理され、平成23年2月25日のあっせん委員会においてAさんとB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は本件紛争については、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことからあっせんを打ち切った。

事案番号	22年度(あ)第75号
申立ての概要	説明不十分で購入させられた投資信託及び個人年金保険の原状回復要求
申立人の属性	個人(60歳台)
申立人(Aさん)	・B銀行から購入した、投資信託及び個人年金保険に関して発生した元本割れ

(注)紛争事案の概要は、銀行のお客さまにあっせん委員会の活動や役割をご理解いただくこと、また加入銀行において同種の紛争事案の再発防止や未然防止に役立てることを目的として掲載しています。

掲載に当たっては、当事者のプライバシー等に配慮したうえで、できる限り一般的・原則的な用語や表現に置き換えるなどの工夫をしています。

また、「あっせん手続の結果」は、あっせん委員会が個々の事案における取引経過や背景等を考慮したうえで判断したものであり、契約類型として類似した事案であっても、同様の判断となるものではないことにご留意ください。

の申出内容	<p>に関する損失の補てんを要求する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私は、株式及び外貨預金の経験はあるが、投資信託等の商品にかかるものはなかった。 ・B銀行は顧客の年齢、金融資産状況、健康状態、家庭状況等を考慮せず、本件各契約のリスクについて詳細な説明をせずに、将来性及び安全性について断定的な説明を行い、一方的に購入させたものである。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・Aさんの投資経験及び投資方針を聴取の上、Aさんの希望に適合するものとして本件各契約を提案した。 ・本件各契約の説明時、リスクについての理解度をみながら説明を行い、Aさんからも随時質問をされており、質問内容からも、Aさんは本件各契約の内容及びリスクについて十分理解しているとの認識であった。 ・当行担当者は、所定の資料に基づき説明を行っており、断定的な説明を行った事実はない。 ・当行に、説明義務違反及び適合性の原則違反といった問題は一切ないので、Aさんの要求に応じることはできない。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会において、Aさんの申立ては「適格性あり」として受理され、平成23年2月25日のあっせん委員会においてAさんとB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は本件紛争については、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことからあっせんを打ち切った。

事案番号	22年度(あ)第85号
申立ての概要	証券仲介であることの説明がないまま購入させられた投資信託の原状回復要求
申立人の属性	個人(60歳台)
申立人(Aさん)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行で購入した投資信託について、当初購入時の投資金額全額の返還を求めめる。 ・私は株式と投資信託等の経験はある。本件投資信託は、銀行が販売するものだから安全であると認識して購入をした。 ・B銀行担当者に言われるまま、疑問もなく購入した。B銀行担当者から本件投資信託がいわゆる「証券仲介」であることの説明がなかった。証券会社が販売会社であると知っていれば購入はしなかった。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、Aさんに対して本件投資信託のパンフレットと目論見書を用いて商品内容やリスクについて説明を行っており、説明方法には問題はなかったと認識している。 ・Aさんが問題としている証券仲介の説明についても案内資料を用いて説明し、規定集等の一式を交付しており、証券仲介であることを理解していなかったとの主張は理解できない。 ・当行に説明義務や適合性の原則違反といった過失は一切認められず、Aさん

	の要求に応じることはできない。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会において、Aさんの申立ては「適格性あり」として受理され、平成23年3月1日のあっせん委員会においてAさんとB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことからあっせん手続を打ち切った。

事案番号	22年度(あ)第91号
申立ての概要	不十分な説明により購入した投資信託の原状回復要求
申立人の属性	個人(60歳台)
申立人(Aさん) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行で購入した投資信託について、当初購入時の投資金額全額の返還を求める。 ・私が保有する金融資産は定期性預金のみであり、株や投資信託の経験はない。 ・当初、定期預金をするためにB銀行を訪問したところ、B銀行担当者から、本件投資信託が定期預金より安心して元本保証の商品であると断定的な説明を受け、本件投資信託を購入した。 ・本件投資信託の商品内容についてよく理解していない。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行では、定期預金の申し込みを希望する顧客に対して、顧客のニーズに応じて投資信託を勧誘することは一般的な営業の方法である。当行担当者がAさんの希望する金融商品のニーズにあわせて本件投資信託が適当であると判断して提案した。 ・当行に説明義務や適合性原則違反といった過失は一切認められず、Aさんの要求に応じることはできない。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会において、Aさんの申立ては「適格性あり」として受理され、平成23年2月4日のあっせん委員会においてAさんとB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことからあっせん手続を打ち切った。

以上